

会 議 録

1 会議名

令和5年度第1回上越市人にやさしいまちづくり推進会議

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画進捗状況について（協議）（公開）
- (2) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和6年度実施計画(案)について（協議）（公開）

3 開催日時

令和5年10月3日（火）午後2時から3時30分

4 開催場所

市役所第一庁舎 401 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 出席した者 氏名（敬称略）

- ・ 委 員：佐藤 秀子、山岸 実、青木 美由紀、風間 江美、藤井 和子、
清水 慎太郎、堀口 真智子、松本 明、桑原 正史、白倉 由利枝、
近藤 尚仁
- ・ 事 務 局：多文化共生課 太田課長、山本副課長、北山係長、武田主任
- ・ 関 係 課：広報対話課 北川係長、交通政策課 木南副課長、市民安全課 水谷副課長
地域政策課 白倉副課長、福祉課 橋副課長、地域医療推進課 渡邊副課長、
高齢者支援課 橋本副課長、すこやかなくらし包括支援センター 高宮上
席社会福祉士長、幼児保育課 伊倉副課長、こども発達支援センター 村
木センター長、健康づくり推進課 岩野上席保健師長、こども政策課 和
栗副課長、産業政策課 廣川副課長、学校教育課 加藤管理指導主事、池
田係長

7 発言の内容

1 開会

2 挨拶（多文化共生課長）

3 委員紹介

事務局より委員紹介後、事務局職員及び関係課職員を紹介

4 会長・副会長の選任

人にやさしいまちづくり推進会議規則第二条第2項により、会長及び副会長は委員の互選により定めることとされているため、委員に適任者の推薦を募ったが、推薦がなかったことから、事務局案を提案し、出席委員全員から承認をいただく。

- ・会長：藤井和子委員（上越教育大学大学院教授）
- ・副会長：白倉由利枝委員（上越市社会福祉協議会上越支所係長）

5 議題

- (1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画進捗状況について（公開）

＜資料No.1-1、1-2 について説明＞

松本委員：資料1-2の5ページ、事業No.33についてです。中山間地だけではないと思いますが、全国的にも医師の確保は難しい状況にあります。

実際にあった事例ですが、認知症を伴って旦那さんが奥様にかなり暴言を吐くケースで、奥様が旦那さんに認知症の検査をするように進めていきましたが、なかなか病院に行ってくれない状況があったそうです。困った奥様が診療所の医師に相談した後、旦那さんが定期診断で診療所に行ったときに、診療所の医師が奥様の発言を旦那さんに事細かく説明してしまい、奥様が不安を感じる事例がありました。

医師の中には、コミュニケーションがうまく取れない、発言していいのかの判断ができない人もいます。その辺を研修などで対応しないと患者さんが安心して相談することができません。

今回の事業の内容とはかけ離れるかもしれませんが、市にはこういった情報が入ってこないと思いますので、少し考えていただく方向ができるといいと思い発言させていただきました。

多文化共生課 太田課長

事例があることも含めて、確かにそういった情報は市には入ってこないのかなと思います。

市から医師にアプローチすることは、難しいと思います。ただ、そういった事例があって、奥様が相談できない状態が実際にあったことなので、地域医療推進課も含めて、情報共有させていただきました。難しい面はありますが、そのような状況があると理解しましたので、協議をさせていただきたいと思います。

藤井会長：研修に絡めますと、例えば事業No.1に「職員研修」がありますが、この職員は地域医療を担う方々も含まれているのでしょうか。

多文化共生課 北山係長：

この職員研修は採用3年目の市職員を対象とした研修です。

多文化共生課 太田課長：

地域医療を担う職員が毎年いるかというところではありません。その他、新規採用職員研修においても、多文化共生課から、人にやさしいまちづくりとユニバーサルデザインの考えを含めた話をしています。

すこやかなくらし包括支援センター 高宮上席社会福祉士長：

医師に対しての研修ではありませんが、在宅医療介護連携推進協議会では、医療と介護の連携が図れるよう、介護職員、医師などの医療関係の方が集まり、情報共有や話し合いをしています。この活動の中で、このような話ができるといいと思っています。

また、実際に医師とのやり取りで困ったケースがありましたら、地域包括支援センターやすこやかなくらし包括支援センターに個別案件として相談いただければと思います。家族が言いづらい場面で、医師との間に入ってほしいという相談もありますので、ご相談ください。

佐藤委員：資料 1-2 の 6 ページ、事業 No.37 「すこやかサロン」についてですが、以前から住民組織化が図られていない地域ということで 4 地区が挙がっています。

八千浦地区については、令和 4 年度に住民組織化が図れたと書かれています。残り 3 地区は、情報収集を行っていると書かれており、評価のところを見ると、計画通り事業を実施しているとなっています。

次の令和 6 年度計画の中にも、まだ住民組織化が図られていない地域について書かれています。残りの 3 地区はとても広い地域で、組織化が難しいとは思いますが、状況を聞かせてください。

高齢者支援課 橋本副課長

3 地区は直江津、高田、春日地区で非常に広い地域のため、なかなか住民組織をお願いするのが難しい状況です。JAさんと社会福祉協議会さんに運営していただいているので、皆さんとどのような方法をとれば、組織化が図れるのか意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

藤井会長：市としては、組織化を図ることを目標に取り組んでいるという理解でよろしいですか。

高齢者支援課 橋本副課長：目標としてはそのように考えています。

桑原委員：資料 1-2 (No.78 補足) の資料についてです。指針に基づく主な施設整備ということで 46 ヶ所記載されていて、そのうち 5 ヶ所が小中学校です。トイレと照明の整備だと思いますが、小中学校はもちろん子どもたちが学ぶ環境として重要ですが、もう一つ災害時の避難場所としても非常に有効なところだと思います。ぜひ整備をしていただきたいのですが、最近の報道で他県だと思いますが、学校施設の老朽化、外壁が崩れ落ちて怪我をする、雨漏りして使えないなどの状況が報道されていて非常に心配です。上越市では問題はないでしょうか。

多文化共生課 太田課長：

教育総務課を呼んでおらず正確なお話はできませんが、確かに老朽化はしていますが、長寿命化対策として順次対応しているのは承知していま

す。その中でここに出てきたものはトイレの関係で、ユニバーサルデザイン指針に基づいて対応したことを紹介しているものです。

山岸委員：資料 1-2 の 10 ページ、事業No.69 についてです。ヘルプカードを配布していただきありがとうございます。意見ですが、もう少しヘルプカードの周知をしていただきたいと思います。カードを出しても分かってもらえないことがあると聞いています。

もう一つ、視覚障害者の方にとっては、ヘルプカードを近くの人に見せて、声を掛けていただければ、やって欲しい支援の内容は言葉で話せます。しかし、聴覚障害の方は、言葉で話せません。手話で話すことはできますが、一般の方が理解することは非常に難しいところがありまして、工夫が必要だと思います。いいアイデアがありましたら教えていただきたいと思いますし、取り組んでいただきたいと思います。

福祉課 橋副課長：

昨年は 261 人にヘルプカードをお渡ししました。周知方法としては、視覚障害の方が窓口到手帳の申請やその他の申請に来られた場合にご案内しています。その他、福祉の広場やイベントがある際には周知しているところです。

その他、広く周知できる場面があるかどうか、また効果的な周知方法について、当課で協議、検討していきたいと思っています。

また、視覚・聴覚障害の方がいざ緊急時に、消防や警察、病院にご自身で発信ができない場合に、本人発信でなくても救急隊や医者が、手話通訳士を市に代わって派遣できるよう体制を整えているほか、救急車には、言葉や手話を使わなくても救急隊が分かるように指差しカードが配置されていることを確認しています。

山岸委員：緊急時には、特別に人員を配置してもらえるとと思いますが、街中でトイレや病院がどこにあるか聞きたいときに、どうしたらいいのかなと思います。非常に難しいことだと思いますので、今後、何か考えていただければなお話しました。

福祉課 橋副課長：

各団体の方とも情報交換しながら、取り組んでいきたいと思っています。

藤井会長：まさにユニバーサルデザインですね。事業No.1 の「職員や子どもたちへの教育」の中で取り上げられるところだと思いました。

松本委員：資料 1-2 (No.78 補足) のNo.6 のうらがわら駅待合所のトイレ照明の人感センサーについてです。人感センサーは、ある程度動かないと電気が消えます。分かっている人は手を振ると、また電気が付きますが、時間の設定にもよりますが、短すぎて電気が消えてしまい、恐怖を覚える場合もあります。取り付ける場所によって、時間設定を変えるなどの対応ができるといいと思います。

照明器具自体に人感センサーが付いていて、初めから時間設定がされている、それほど高価でなく取り付けができるものがありますので、このようなものも考えてみたらいかがかなという提案です。

また、No.46に「ウォシュレット付き」という表現がありますが、商品名ですのので、「温水便座」などの表記がいいと思います。

多文化共生課 北山係長：

今年は特にトイレ、照明の修繕が多くあります。修繕前に多文化共生課で器具の仕様や図面で内容をチェックし、担当課に返しますので、今回いただいたご意見についても、担当課に伝えていきたいと思います。

トイレの名称の件は修正します。

白倉委員：資料 1-2 の事業No.60 の「地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援」についてです。まだこれからというものだとは思いますが、非常に期待を持ちながら、この文章を見ていました。

地域の課題解決を支援するファシリテーターの派遣云々と書いてあります。これは実際に動いているファシリテーターが、もう清里に入っていて、もう1回入るように受け取れます。実際にどのような課題が上がったのか、また既存の生活支援コーディネーターや集落づくり推進員といった地域の課題に対して向き合っている立場や役割の方々とどのように課題を共有するのか、今後どのように考えているのか教えてください。

地域政策課 白倉副課長：

地域コミュニティサポート事業は、地域にどういった課題があって、自ら考えたものに対して、その議論をスムーズに進めるためのファシリテーターを市が派遣する事業です。課題認識を持っていて、話がうまく進まないところに、ファシリテーターが入りサポートします。

具体的には、人口が減り、世帯が少なくなっていく中で、自分たちの地域を今後どのように活性化していったらいいかという課題認識を持っているところにファシリテーターを派遣し、話し合いをサポートします。

白倉委員：会議がスムーズに進行するために、ファシリテーターが来るという解釈でよろしいでしょうか。

地域政策課 白倉副課長：その通りです。

藤井会長：地域の課題を解決するというところでは、地域の中でもいろいろな会議がありまして、その目的もそれぞれにあると思いますが、共有できることは、何か共有する場のようなものが持てるといいのかなと感じました。

山岸委員：資料 1-2 の 9 ページ、事業No.59 の「ボランティア」の件です。この中で、実績としてボランティアコーディネート成立件数が 20 件とありますが、具体的なものを教えてください。

地域政策課 白倉副課長：

例えばボランティアセンターへ福祉関係のボランティアをしたいが、いい場所を教えてほしいという問い合わせがあったときに、ボランティアセンターで把握している募集状況とマッチングして、その方とその施設などを繋いで、実際ボランティアに行っていただくというような事例になります。

(2) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和6年度実施計画(案)について (協議)
(公開)

<資料No.2 について説明>

佐藤委員：資料No.2の表の中ほどに、個別計画の最終年度という文言がありますが、どういった意味か教えてください。令和6年度の計画に令和5年度という表記が非常にたくさんあり、理解できなかったのでお願いします。

2点目です。3ページの事業No.17「視覚障害のある方への読書環境の整備事業」ですが、令和5年度の評価のところに、「録音した図書等の活用貸出しについては、聴覚に障害のお持ちの方だけでなく、高齢等により活字体の利用が困難な方へのPRも必要である」となっています。令和6年度の計画を見ると、「広く周知し貸し出しの増進を図る」となっていて、この中に含まれると言われれば理解できますが、高齢の方で自宅にいる人たちが、録音されたものを音声で聞くだけではなく、図書の利活用ができればという思いがあり、そういう施策も考慮していただけると、大変ありがたいという要望です。表中に必ず表記してくださいという要求ではありません。

多文化共生課 太田課長：

現在進んでいる計画が、令和5年度で終わるというものですので、このような形で記載しています。例えば、第7次総合計画ですと、個別計画の横に計画の最終年度が令和12年度と記載しています。

令和5年度とあるのは、現行の計画、例えば上越市障害者福祉計画は、今の計画の最終年度が令和5年度ということです。計画には改訂中のものもありますので、改訂になれば、新しい計画が令和6年度から始まります。間に合えば令和6年の2月頃にお示しする際に、新しい計画年度をお示しできますが、間に合わない場合は、次のこのタイミングでお示しします。

多文化共生課 北山係長：

録音図書の件については、事業を担当する図書館に繋がります。

堀口委員：資料6ページの事業No.35の「相談支援体制の充実」についてです。権利擁護とか差別解消に関しての職員研修は、素晴らしいことだと思いますが、成年後見制度、日常生活自立支援事業、任意後見制度の相談は、それぞれの担当の部署に行くようになります。差別や苦情について聞いてもらえるところがないので、予算はかかると思いますが、福祉課や地域包括支援センター、すこやかなくらし包括支援センターで窓口を作るなどワンストップで全部解決できるような組織を作っていただきたい。十日町市ですとNPO法人でできるという話も聞きますので、上越市においても権利擁護関係をまとめて相談できるシステムを作っていただきたいと思います。

すこやかなくらし包括支援センター 高宮上席社会福祉士長：

成年後見制度や虐待対応など権利擁護に関することは、すこやかなくらし包括支援センターや地域包括支援センターで相談を受けたり、対応したりしています。日常生活自立支援事業の相談があれば、社会福祉協議会など必要な所へ繋いでいます。きちんと周知していきたいと思っています。

福祉課 橋副課長：

差別解消については、福祉課から事業所等にそういった事案がないかを年に1回照会し、状況把握、情報収集に努めているところです。

また職員研修や様々なタイミングをとらえて周知しているところです。

松本委員：ニートの相談対応は、一般的に障害者の相談に入らないのではないかと思います。そうすると、漏れてくる人たちが出てきて、他県では、誰に相談していいのかわからないということがあっていると聞いています。

町内会で避難誘導するときに、そこにニートがいるという情報が入ってこない、消防隊も部屋の中まで探すことはしません。

これからは配慮が必要だと思います。今の取組で行っていることがあれば教えてください。

すこやかなくらし包括支援センター 高宮上席社会福祉士長：

ニートやひきこもりの方の相談は、すこやかなくらし包括支援センターが窓口となり、市民や関係機関からの相談を受けています。

また、一般的に地域包括支援センターというと高齢者支援が中心ですが、当市の地域包括支援センターにおいては、令和2年度から障害のある方、ひきこもりの方、生活困窮の方の相談支援も行っています。今のお話のような事案についてはすぐに解決ということは難しいですが、時間をかけて寄り添いながら、支援を行っているところです。

8 問合せ先

総合政策部 多文化共生課 TEL：025-520-5681

E-mail：kyousei@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。